

少子化対策の抜本強化

政策提言先 内閣府、厚生労働省、文部科学省、総務省、国土交通省

政策提言の要旨

少子化は社会経済の根幹に関わる国家的課題であり、令和4年の出生数に深刻な落ち込みが見られる中、国と地方が総力を挙げ、対策の抜本強化に取り組む必要があります。

このため、国においては、所得の再配分機能を持つ経済的支援や、仕事と育児の両立に向けた労働法制等の制度設計を推進していただくとともに、地方が地域の実情に応じてきめ細かな取り組みを実行できる自由度の高い交付金の創設及び地方交付税措置の充実を提言します。

【政策提言の具体的内容】

若い世代が安心して子育てできる環境を整えるためには、経済的な不安の解消や、育児負担の軽減、仕事と育児を両立できる環境の整備が急務です。

対策の強化にあたっては、全国一律に実施すべき施策と、地方の判断により実施すべき施策を、国と地方が役割分担の下に同時進行で実施し、相乗効果を発揮していくことが不可欠です。

1 国において全国一律に取り組むべき対策

家計支援の拡充に加え、子育て家庭の不安が大きい保育、教育、医療費の経済的な負担の軽減、仕事と育児の両立に向けた労働法制等の制度設計、安全安心な保育・教育環境の整備などに、迅速に取り組んでいただくことが必要です。

(1) 子育て世帯への所得の再配分機能を持つ経済的な支援の強化

【家計】 児童手当の支給額の拡充、子育て世帯の税制等の優遇措置、住宅確保支援策の充実

【保育】 幼児教育・保育の完全無償化、育児休業中の所得補償の拡大

【教育】 就学援助や高校生等奨学給付金の制度の充実、学校給食費の保護者負担の軽減、大学・専門学校等の教育費負担の軽減

【医療】 子どもの医療費助成制度の創設、不妊治療の保険適用範囲の拡大

(2) 仕事と育児の両立に向けた労働法制などの制度設計

【制度】 時間単位年次有給休暇、テレワーク、フレックスタイム制の普及など企業の柔軟な働き方の制度化や、育児中の時間外労働免除の拡大と環境整備の促進

【育休】 男性の育児休業取得促進策の強化（クオータ制の導入や給付金の割合の引き上げ、企業の代替雇用要員確保に対する支援の拡充）

【給付】 自営業者等への育児給付制度の創設、育児短時間勤務を選択しやすくする給付制度の創設

(3) 安全で安心な保育・教育環境の整備

【保育】 保育士の処遇改善、職員配置基準の改善と運営規模に応じた公定価格の充実

【教育】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実及び常勤化

2 地域の実情に応じて地方の判断で実施すべき施策

少子化の状況は地域ごとに大きく異なり、要因や課題、住民ニーズにも地域差があります。

特に中山間地域など条件不利地域においては手厚い上乘せ支援が必要であり、各自治体が地域の実情に応じて柔軟に施策効果を判断し、まちづくりも含め、総合的な少子化対策を速やかに実行していくことが必要です。

このため、地方が地域の実情に応じて分野横断的にきめ細かな取り組みができるよう、自由度の高い交付金の創設・地方交付税措置の充実など、恒久的な財政措置を提言します。

1 少子化対策のため、国において全国一律に取り組むべき施策

■少子化の要因は未婚化・晩婚化と出生率の低下だが、子育ての「**経済的負担**」「**心理的・肉体的負担**」「**仕事と育児の両立の困難さ**」が、結婚への不安を招くとともに、子育て世代はその不安に直面し、希望どおりの人数の子どもを持つことが困難な状況

1 理想の子どもの数と、予定する子どもの数

| | 理想 | 予定 | 差 |
|-----------------------------------|-------|-------|------|
| 全国 妻50歳未満の夫婦 (R3出生動向基本調査) | 2.25人 | 2.01人 | 0.24 |
| 高知県 未婚者含む18~39歳 (R4県民意識調査) | 2.20人 | 1.85人 | 0.35 |

2 理想の数の子どもを持つために必要な環境 (複数回答)

| | | |
|--------------------------------------|------------------|------|
| 【高知県】 18~39歳 未婚者含む (R4県民意識調査) | 奨学金や教育費等の経済支援が充実 | 47.0 |
| | 医療費や保育料等の経済支援が充実 | 45.5 |
| | 育児と仕事を両立できる職場環境 | 43.5 |
| | 妊娠出産に関する経済支援が充実 | 36.3 |

3 理想の数だけ子どもを持たない理由 (複数回答)

| | | |
|------------------------------------|------------------|------|
| 【全国】 妻35歳未満の夫婦 (R3出生動向基本調査) | 子育て・教育にお金がかかりすぎる | 77.8 |
| | 育児の心理的・肉体的負担が不安 | 23.1 |
| | 自分の仕事に差し支える | 21.4 |
| | 家が狭い | 21.4 |

～ 特に「**経済面**」が最大の不安であることは全国共通の課題 ～

| | | |
|--------------------------------------|------------------|------|
| 【高知県】 18~39歳 未婚者含む (R4県民意識調査) | 子育て・教育にお金がかかりすぎる | 81.0 |
| | 育児の心理的・肉体的負担が不安 | 42.0 |
| | 将来の社会に漠然とした不安 | 39.9 |
| | 職場が厳しく仕事と育児が両立困難 | 30.1 |

- 教育費や0～2歳児の保育料など、**所得の再配分機能を持つ経済的な支援**は、国が責任を持って取り組むことが必要
- さらに、仕事と育児の両立に必要な**法整備を伴う包括的な制度設計や保育・教育環境の基盤整備**は、国による取り組みが不可欠

国策として、全国的に強化を図るべき施策

1 子育て世帯への所得の再配分機能を持つ経済的支援の強化

- 【**家計**】 児童手当の支給額の拡充、子育て世帯の税制等の優遇措置、住宅確保支援策の充実
- 【**保育**】 幼児教育・保育の完全無償化（0～2歳児保育料無償化の課税世帯への拡大）、育児休業中の所得補償の拡大
- 【**教育**】 就学援助や高校生等奨学給付金の制度の充実、学校給食費の保護者負担の軽減、大学・専門学校等の教育費負担の軽減
- 【**医療**】 子どもの医療費助成制度の創設（自治体の国保減額調整措置の全廃）、不妊治療の保険適用範囲の拡大

2 仕事と育児の両立に向けた労働法制などの制度設計

- 【**制度**】 時間単位年次有給休暇、テレワーク、フレックスタイム制の普及など企業の柔軟な働き方の制度化や、育児中の時間外労働免除の拡大と環境整備の促進
- 【**育休**】 男性の育児休業取得促進策の強化（クオータ制の導入や給付金の割合の引き上げ、企業の代替雇用要員確保に対する支援の拡充）
- 【**給付**】 自営業者等への育児給付制度の創設、育児短時間勤務を選択しやすくする給付制度の創設

3 安全で安心な保育・教育環境の整備

- 【**保育**】 保育士の処遇改善、職員配置基準の改善と運営規模に応じた公定価格の充実
- 【**教育**】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実及び常勤化

2 少子化対策のため、地域の実情に応じて地方の判断で実施すべき施策

- ◆都市部と地方など地域ごとに少子化の状況は大きく異なり、その要因や課題、住民のニーズにも地域差
- ◆特に中山間地域など条件不利地域においては手厚い上乗せ支援が必要であり、各自治体が地域の実情に応じて柔軟に施策効果を判断し、まちづくりも含めた総合的な少子化対策を展開していくためには、国による一律の制度設計はなじまない

国と地方が同時進行で少子化対策を強化し、相乗効果を発揮していくためには、地方が地域の実情に応じて分野横断的にきめ細かな取り組みができるよう、**自由度の高い交付金の創設・地方交付税措置の充実など恒久的な財政措置が必要**

自由度の高い財政措置の考え方

- ◆少子高齢化が加速する人口減少地域、条件不利地域や財政力の弱い団体に配慮して手厚く配分
- ◆結婚、子育て、教育、雇用など、分野ごとの縦割りを排し包括的に交付

使途①

中山間地域など条件不利地域の掛かり増し経費

子育て関連サービスの供給が限られる地域の家庭に補完的な経済的支援

●周産期医療の空白地域の方への支援

- ・二次医療圏内には分娩施設がない地域の妊婦に対し、妊婦健診や出産の際の通院交通費、宿泊費等を助成
- ・中心部に限られる不妊治療専門医療機関への通院負担を踏まえ、治療費の一部を助成

●遠隔地通学への助成など教育機会の確保

- ・中山間地域から高等学校に進学する生徒などに対し、通学交通費等を助成
- ・県外の大学に進学する学生に対し、卒業後のUターンを前提に、学費や生活費等を支援する独自の奨学金制度を創設

使途②

分野横断的な子育て支援に要する経費

施策の縦割りを排して子育て支援を含む総合的な行政サービスを提供

●「あったかふれあいセンター」で高齢者等と併せて子育てを支援

- ・高齢者、障害者支援に加え、子育て家庭の交流にも活用できる拠点として「あったかふれあいセンター」を設置・運営

●多世代が交流できる子育て環境の整備

- ・妊娠期から18歳まで子どもと家庭を支援する保健・福祉・教育複合施設を旧保育所に開設し、高齢者の集いの場を併設して交流を促進

子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点、青少年育成センター、適応指導教室＋あったかふれあいセンター(高齢者の集いの場)

●子育て世代の住宅確保を支援

- ・賃貸住宅が少ない地域において、地元木材を活用した住宅改修費に助成を行い、子どもが増えても安心な住環境と産業振興を両立

使途③

地域の実情に合わせたきめ細かなサービス給付のための経費

全国一律の基準ではカバーできないきめ細かなサービスを提供

●小規模な子育て支援センターの運営

- ・子どもの数が少なく国が求める開設日数に届かない体制で運営するセンターに対して、独自に財政支援を実施



●保育施設における多様なサービスの提供

- ・国の補助制度に乗らない未就園家庭も保育士の支援を受けられるよう、園庭開放や子育て相談の実施など多機能化に取り組む保育所等に対し、独自に財政支援を実施

●地方が独自に実施する経済支援

- ・就学援助の対象外の世帯も含め、進学段階で必要となる制服や学用品等の需要に対応し、地方が独自に給付金や奨学金等を支給